平成十六年厚生労働省令第三十二号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第八条第三項に規定する指定試験機関等を指定する省令

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第八条第三項及び第十二条の六第一項の規定に基づき、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第八条第三項に規定する指定試験機関等を指定する省令を次のように定める。

（指定試験機関の指定）

第一条　法第八条第三項に規定する指定試験機関として、次の者を指定する。

名称	主たる事務所の所在地	指定の日
公益財団法人日本建築衛生管理教育センター	東京都千代田区大手町一丁目六番一号	昭和六十年三月二十三日

（指定団体の指定）

第二条　法第十二の六第一項に規定する指定団体として、次の表の第一欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる者を指定する。

事業	名称	主たる事務所の所在地	指定の日
法第十二条の公益社団法人全国ビル二第一項第一号に掲げる事業	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会	東京都荒川区西日暮里五丁目十八番五号	昭和五十六年四月二十六日
法第十二条の公益社団法人全国ビル二第一項第五号に掲げる事業	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会	東京都荒川区西日暮里五丁目十八番五号	昭和六十年四月一日
法第十二条の公益社団法人全国建築物飲料水管理協会二第一項第七号に掲げる事業	公益社団法人全国建築物飲料水管理協会	東京都港区虎ノ門二丁目九十番地十四号	昭和六十年四月一日
法第十二条の公益社団法人全国ビル二第一項第七号に掲げる事業	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会	東京都荒川区西日暮里五丁目十八番五号	昭和五十六年四月二十六日
法第十二条の公益社団法人日本ペストコントロール協会二第一項第八号に掲げる事業	公益社団法人日本ペストコントロール協会	東京都千代田区神田鍛冶町十八年三丁目三番四号	昭和五十六年四月二十六日
法第十二条の公益社団法人全国ビルメンテナンス協会二第一項第八号に掲げる事業	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会	東京都荒川区西日暮里五丁目四十二番五号	平成十年八月二十七日

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

（講習会等を指定する省令の廃止）

第二条　建築物における衛生的環境の確保に関する法律第七条第一項第一号に規定する講習会等を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第百四号）は、廃止する。

附　則（平成二〇年一一月二八日厚生労働省令第一六三号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附　則（平成二六年九月一九日厚生労働省令第一〇七号）

この省令は、公布の日から施行する。